



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	私法における利益吐出しの発生根拠と法律構成に関する比較法的研究：人格権侵害の民法的規制を中心として
Author(s)	梁, 超
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第16561号
Issue Date	2025-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16561
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98171
Type	doctoral thesis
File Information	Liang_Chao_review.pdf, 審査の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

氏名：梁 超

審査担当者	主査 教授	根本 尚徳
	副査 教授	林 誠司
	副査 准教授	山本 周平

学位論文題名

私法における利益吐出しの発生根拠と法律構成に関する比較法的研究
—人格権侵害の民法的規制を中心として—

本論文は、私人の人格的利益（名誉やプライバシーなど）が違法に侵害された場合における被害者の加害者に対する利益吐出し請求の可否（当該請求の実質的根拠および法律構成、要件・効果）について比較法的な考察を試みるものである。

ある者（被害者）の人格的利益が他人（加害者）によって違法に侵害された場合、被害者は、不法行為法（709条）に基づき、加害者に対して損害賠償を請求することができる。しかし、この場合に、もし上記損害賠償が行われてもなお、加害者の下に経済的利益が残るとすると、加害者にとっては、違法な法益侵害をする方が「合理的」であるということにもなりかねない。従来、日本の判例および学説の多くは、加害者の支払うべき慰謝料の額を高額なものとするなどの方法によって、そのような事態の招来を回避しようとしてきた。しかし、この方法では、以上のような問題を抜本的に解決することは、困難である。

そこで、本論文は、被害者が加害者に対して、加害者の受けた経済的利益を被害者に対して引き渡す＝「吐き出す」よう請求することの可否——このような被害者による利益吐出し請求を認め、加害者から当該利益を剥奪することを通じて、「違法な法益侵害は、儲からない」ことを加害者、さらには広く第三者に対して示し、以て違法な法益侵害に対する制裁とその予防とを図ることの可否——について検討し、そのような請求が日本の現行民法典に関する解釈論として認められるべきであることを論証しようとする。

具体的には、まず、第1章において、以上のような私人による利益吐出し請求の可否如何という論点（当該請求を承認すべき実質的根拠とそれを基礎付けるためのあるべき法律構成）をめぐる日本の学説による議論の歴史を詳細に分析し、既存の学説（準事務管理説、不当利得説、不法行為説、独立の救済手段説、多元説など）の成果と問題点とを析出する。次に、第2章では、上記論点に関していち早く立法的対応を行った中国民法典の内容（特に、同法1182条の規定）や判例・学説による議論の状況を整理する。その結果、中国では、私人による利益吐出し請求は、不法行為法に基づく効果とされていることが示される。さらに、第3章においては、当該論点について長らく様々な議論を蓄積してきたドイツ法を取り上げる。特に、この論点に関して、近時、活発に、また詳細な立論を展開する代表的な論者の各見解（G. Wagnerの不法行為説、T. Helmsの準事務管理説、A. Janssenの不法行為説）を詳しく検討する。そして、最後に、第4章では、それまでの分析作業の結果を整理した上で、これを基に、日本における私人による利益吐出し請求の可否如何について、本論文の執筆者である梁超氏の見解が詳説される。

すなわち、梁氏によれば、第1に、私人による利益吐出し請求は、①（過去における）違法な法益侵害に対する制裁と（将来における）その予防とをともに目的とするものである。同時に、それは、②被害者に割り当てられている商業機会の保護を図るとともに、③契約に基づく信認関係の保護に資する。第2に、上記請求を正当化するための法律構成については、準事務管理説の主張を一般化した上で支持すべきである。第3に、その要件に関しては、加害者の故意を要求すべきである。第4に、④その効果の具体的内容としては、加害者は、たとえこの者の才覚や努力が利益の発生に寄与しているとしても、被害者の法益を侵害して当該利益を生み出した以上、基本的には加害者が実際に得た利益を被害者に引き渡さなければならない。

以上のような立論を展開する本論文の功績としては、まず、人格的利益の侵害に関する被害者による利益吐出し請求の可否、さらにはその要件および効果如何という近時の我が国における重要な論点について基礎的・本格的な考察を行ったことを指摘しうる。また、本論文は、（旧来、日本の先行業績が主に念頭に置いてきた）被害者と加害者とが契約関係に立たない場合のみならず、それらの者が契約関係にある場合をも取り上げた上で、これら2つの場合を区別して分析し、その上で、それらの結果を統合するという総合的な分析をも試みている。さらに、我が国においてその検討が不足していた効果論（これまで、学説は、上記請求の発生根拠論・要件論に比重を置いていた）について詳しく論じていることも重要である。合わせて、私人による利益吐出し請求の可否に関して最新の立法を備える中国法と、日本でこれまで——不思議なことに——その分析が全くと言ってよいほどに手つかずであった（それゆえ、その欠落の大きさが徐々に意識され始めていた）ドイツの議論を詳しく検討した点（とりわけ、本論文は、T. Helms 教授の説を邦語文献として初めて分析したものである）において、本論文は、今後、この論点を検討しようとする後進にとって、貴重な道標となりうるものである。加えて、本論文の結論（梁氏の私見）として準事務管理説が再評価されていることの意義も軽視しえない。すなわち、橋本伸准教授の提唱する多元説や長野史寛教授の主張する不当利得説など、伝統的な準事務管理説について批判的な見解が精力的に唱えられている近時の我が国の議論状況の下で、これらに対抗するものとして（しかも、準事務管理という法律構成の意義を細説し、あるいは改良した上で）この説を基礎付けようとする本論文は、——たとえそのような梁氏の私見に賛成しない者にとっても——私人による利益吐出し請求の可否をめぐる今後のさらなる議論の土台（批判的吟味の対象）を提供するものである、と思われる。

他方において、本論文には、その改善が望まれる箇所も散見される。すなわち、①その結論（制裁・予防を目的とする、準事務管理法に基づく、私人による利益吐出し請求の、日本の現行民法典の解釈論としての肯定）に至るまでの論証過程が読者にとってやや分かりづらいこと（例えば、ドイツ法の分析から獲得された示唆が本論文の結論＝準事務管理説の再構成にどのように活かされているのかが若干、不明確であること）、また、②その分だけ本論文の提示する結論の説得力が削がれていること、③中国法の分析が日本人への紹介以上の意味を持っていないこと（梁氏は、立法としては日本法やドイツ法に先行する中国法にもそれ自体として解決すべき問題点があることを認識しており、そうであれば、本論文における日本法およびドイツ法の各検討を基に、中国法におけるあるべき解釈論をもさらに探求すべきであった、と惜しまれること）などである。しかし、これらについては、いずれも梁氏自身が良く自覚するところであり、かつ、本論文に関する口頭試問の場においては、それらに関する質問に対して堅実な応答が行われていた。そのため、今後、本論文を公表するまでの間に、これらを修正することは、十分に可能である。

本論文に関する審査の結論として、審査委員3名とも、本論文の執筆者である梁超氏は、博士（法学）の学位を授与されるにふさわしいものと判定する。

以 上